

福島市告示第275号

福島市税条例（昭和25年条例第23号）第11条の2第1項の規定に基づき、令和6年1月22日付け福島市告示第22号において告示し、別途福島市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域における期日については、令和7年10月31日とする。

令和7年9月29日

福島市長 木 幡 浩

地域	
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町